

資金運用委員会規程

(目的)

第1条 公益財団法人神戸大学六甲台後援会（以下「この法人」という。）は、資金運用にかかる事項を検討するため、資金運用規程第12条に基づき、資金運用委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員会の構成)

第2条 委員会の委員は、10名以内とする。

2 委員会の委員の構成は、次のとおりとする。

(1) 理事長

(2) 資金運用規程第8条により資金運用執行責任者に任命された理事

(3) 評議員、理事（ただし、前2号の理事は除く。）及び学識経験者から、理事会が選任し、理事長が委嘱した委員

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 委員会の委員名は、原則として非公開とする。ただし、理事会において特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(委員会の委員長)

第3条 委員会の委員長は、理事長が務め、会議の議長となり、会務を総括する。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第4条 委員長は、原則として毎年1回11月に定例委員会を招集する。

2 委員長が必要と認めたとき、及び、委員から要請を受けたとき、臨時委員会を招集する。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、議題につき、書面をもって予め意見を表明した委員は出席とみなす。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

3 委員は、この法人の資金運用につき、いつでも理事長に建議することができる。

4 監事は委員会に出席し、意見を述べることができる。

(審議事項)

第6条 定例委員会においては、この法人の資金運用規程及び資金運用方針の検討並びに資金運用方法の変更等について審議決定する。

2 臨時委員会においては、理事長又はその招集を要請した委員の提案にかかる資金運用方法の変更等について審議決定する。

(資金の運用)

第7条 理事長は、委員会が資金の運用方法を決定し、又は、その変更を決定したときは、その決定の方法に拠って資金を運用する。

2 前項にかかわらず、理事長は、1億円超の資金につき運用方法を決定し、又は、変更する場合は、原則として委員会の審議を経て、これを行うものとする。

3 第1項にかかわらず、理事長は、1億以下の資金につき運用方法を決定し、又は、変更する場合は、資金運用執行責任者と協議して、これを行うことができる。

4 第1項から第3項にかかわらず、公社債の償還金を同種の公社債に再投資し、又は、期限の到来した信託預金、定期預金等を同種の運用方法で再投資する場合は、理事長の専決でこれを行うことができる。

5 前2項の場合、理事長はその資金の運用方法につき、専門委員の意見を求めることができる。

第7条の2 運用資産の原則的な保有割合は、以下のとおりとする。

(1) 為替により利率の変動する仕組債の保有については、正味財産の40%以内に止めるよう努めるものとする。

(2) 株式の保有については、正味財産の40%以内に止めるよう努めるものとする。

(専門委員)

第8条 理事長は、委員の中から識見及び経験の豊富な委員に専門委員を委嘱することができる。

2 理事長は、この法人の資金運用方法の立案、並びに実施、委員会の運営等につき、必要に応じて、専門委員の意見を求めることができる。

3 理事長は、その年度の経済情勢及びこの法人の資金運用の実情に照らし、定例の委員会の審議を必要とする問題がないと認めるときは、専門委員の意見を徴し、第6条第1項の規定にかかわらず、その年度の定例委員会の開催を省略することができる。この場合には、理事長は各委員にその旨を通知する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人神戸大学六甲台後援会の設立登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

資金運用委員会内規

I 投資有価証券の時価下落等への対応

- 1 投資有価証券に関して発行体の経営状況や時価等について資金運用担当者は定期的（毎月末現在）にモニタリングを行い、その結果を理事長、資金運用責任者に報告するものとする。
- 2 保有債券の時価が取得原価の 30%を超えて下落した場合には、当該債券の相場の動向や発行体の格付け・CDS 等に関するモニタリングを強化するものとする。
- 3 保有債券の時価が取得原価の 50%を超えて下落した場合には、当該債券の保有継続または売却等について、適時、資金運用委員会で協議するものとする。
- 4 保有株式の時価が取得価格の 30%を超えて下落した場合、または 2 期連続して配当金の受取が見込まれない場合には、当該株式の保有継続または売却等について、適時、資金運用委員会で協議するものとする。

II 資産運用等の規制

- 1 当面の間、資産の取得・売却等については、1 件あたり 1 億円以下であっても、理事長、資金運用執行責任者、資金運用担当者の三者により協議する。なお、必要に応じて資金運用委員会の他の委員及び監事を協議に加えるものとする。
- 2 資金運用委員会規程第 7 条の 2 各号の規定に抵触した場合には理事長・資金運用執行責任者・資金運用担当者の三者により対応を協議する。なお、必要に応じて資金運用委員会の他の委員及び監事を協議に加えるものとする。

III この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。